

CMAC(2014年10月)出席報告

みずほ証券株式会社
企画グループ 経営調査部
上級研究員
熊谷五郎

2014年10月16日、ロンドンにおいて開催された国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問会議（Capital Market Advisory Committee、CMAC）*の概要につき、以下の通り報告する。

* 国際会計基準審議会（IASB）と世界の財務諸表利用者（アナリスト、ポートフォリオ・マネージャー等）との会合で、2014年10月現在の委員数は16名である。CMACは、開発中・改訂中の個別会計基準やIASBの各種プロジェクトについて、財務諸表利用者の視点からテクニカルなアドバイスを行う。毎年2月、6月、10月と年3回、各1日の日程でロンドンにて開催される。

記

1. 議事一覧

番号	日時	議事
1	10月16日 8:45-9:00	開会
2	同 9:00-10:00	分科会: AP 1: 料金規制の財務的影響に関する報告 AP 2: 取引相場のある子会社投資等の公正価値測定
3	同 10:00-11:00	AP3: IFRS 第8号「事業セグメント」適用後レビュー
4	同 11:15-11:45	AP5: リサーチ・プロジェクトと投資家の関与
5	同 11:45-12:30	AP4: 共同支配下の企業結合
6	同 13:30-14:30	AP6: キャッシュフロー計算書と関連ディスクロージャー
7	同 14:30-15:30	AP7: Non-IFRS 情報

議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-Oct-14.aspx>

2. 議事概要

・分科会

今回の会議で最初のセッションは分科会方式で実施された。①料金規制と②取引相場のある投資に関する公正価値測定というテーマに関して 2 つのグループに分かれて、議論し、全体会議で報告するという形が取られた。

・料金規制の財務的影響に関する報告【AP1】

料金規制を受ける事業に関する財務報告については、現在、IASB の調査プロジェクトが進行中であり、2014 年 9 月に討議資料 (Discussion Paper, DP) が公表された。これを受けて、CMAC 分科会では、料金規制の財務的影響を投資家が理解するために必要な情報は何か、「料金規制」とは一体何を意味するのか、料金規制によって、収益、利益、キャッシュフローの金額、タイミング、確実性はどのような影響を受けるのか、IFRS 改訂の方向性などが議論された。

【CMAC における議論】

規制環境がどう影響を与えるかを開示すべきことにはコンセンサスがあった。しかし、料金規制の財務的影響を財務諸表に表示すべきか、注記開示で十分かという点については意見が分かれた。料金規制によって資産・負債が生じると考える参加者がいる一方で、契約に基づく資産・負債と異なり、政府の裁量で資産・負債の定義が失われる場合もあることを懸念する参加者もあった。また、仮に料金規制が資産・負債の定義を満たすとしても、余りにも判断の余地が大きく実務が回らないのではないかとの懸念もあった。

・取引相場のある子会社投資等の公正価値測定【議題 AP2】

IASB は 2014 年 9 月、「取引相場のある子会社投資等の公正価値測定」に関する公開草案 (Exposure Draft, ED) を公表した。ED 提案のポイントは、子会社、共同支配企業、関連会社に対する投資について、当該投資に関して活発な取引相場のある場合には、当該金融商品の「取引相場(P)×保有数量(Q)」によって公正価値測定すべきであることが明確化されたことである。

【CMAC における議論】

分科会の結論は、基本的に $P \times Q$ を支持するというものであった。 $P \times Q$ は一番客観的で分かりやすく、弊害も少ない。しかし、こうした測定は完璧と言うわけではなく、取引自体が活発でない場合など修正が必要な場合もある。また、場合によっては支配プレミアムを修正したほうがいいのかもあつたという留保意見もあつた。

・ AP3: IFRS 第 8 号「事業セグメント」適用後レビュー【AP3】

IASB は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の適用後レビューを実施中である。アジェンダ・ペーパーでは、①複数の事業の単一報告セグメントへの集約、②組織再編に伴うトレンド・データの開示期間延長、③調整項目に関する理解可能性の向上、④調整項目の個別セグメント毎への配賦、⑤事業セグメント毎の開示項目の充実、という 5 つの論点が示された。しかし時間の制約から、今回の CMAC では①、④、⑤のみが議論された。

① 複数の事業の単一報告セグメントへの集約

現行 IFRS の事業セグメントの開示にあたっては、複数の事業セグメントが「経済的に類似の性質」を有する場合には、これらを合算して単一の報告セグメントとすることが許容されている。しかし、財務諸表ユーザーからは、作成者がこの規定を濫用して、事業セグメントを必要以上に集約しているとの批判が出ている。

【CMAC 会議における議論】

CMAC 委員の多くから、現状に対する強い不満が表明された。事業セグメントの報告におけるマネジメント・アプローチが、事業セグメントの集約にあたって、マネジメントの裁量を許していることを問題視する意見や、マネジメント・アプローチを以前のリスク・リワード・アプローチへ戻すべきとする意見がある一方で、会計基準やマネジメント・アプローチ自体の問題ではなく、監査上の問題ではないかという意見もあった。

④ 調整項目の個別セグメント毎への配賦

【背景と論点】

本社勘定等の調整項目は全セグメント合算で提供されているが、投資家からはこれでは開示が不十分で、各調整項目を事業セグメント毎に配賦して開示すべきという批判がある。

【CMAC 会議における議論】

これに対して、「退職給付など配賦可能な項目については極力配賦の努力をすべきだが、配賦不能の項目についてまで無理に配賦を行っても有害でしかない」、「調整項目の各セグメントへの配賦はあくまでも合理的に説明のつく範囲とすべきで、配賦できないコストについては Comply or Explain の原則で説明させればよい」などの意見があった。

⑤ 事業セグメント毎の開示項目の充実

事業セグメント毎の損益の開示を義務付けている以外は、現行の IFRS 第 8 号はセグメント開示すべき項目を特に指定していない。投資家からは現在の開示では、対象企業間の比較が困難であり、最低限、減価償却費など現金支出を伴わない費用、事業セグメント別の設

備投資・研究開発費、セグメント毎の「のれん」の減損などの情報が必要との要望がある。

【CMAC 会議における議論】

現在のセグメント情報は損益計算書（PL）情報に偏っており貸借対照表（BS）情報が不足しているという意見がコンセンサスであった。セグメント毎の ROIC（Return on Invested Capital）や ROE(Return on Equity)を計算するために、セグメント別の BS 情報の充実が欠かせないからである。一方、「アジェンダ・ペーパーに示された例は全て重要なものの、特定項目の開示を義務付けるのは行き過ぎではないか」という意見もあった。

この論点に関して、筆者は「我々が議論している項目は、投資家のみならず経営上も必要な項目ばかりであり、マネジメント・アプローチを取る限り開示できるはずである。しかし、R&D など特定の会社、特定の産業にとって意味を持つ項目については、『重要性』の原則が適用されるべきだと思う」という意見を述べた。

・リサーチ・プロジェクトと投資家の関与【AP5】

IASB の会計基準設定においてリサーチ・プロジェクトは、あるテーマ（問題点）について、会計基準を開発すべきか否かを評価する重要なプロセスである。今回の CMAC では、投資家にインプットを求めるタイミング、投資家との対話のあり方、セレクション・バイアスやサンプルが少なすぎることの危険性などが議論された。

【CMAC 会議における議論】

まず投資家からのインプットを求めるタイミングについては、投資家のニーズをリサーチの早い段階で知ることが重要であるという意見が出される一方、IASB 投資家リエゾンチームからは、リサーチの早い段階では、投資家に関心を持ってもらうのが難しいという悩みが聞かれた。

また、投資家との対話のあり方としては、投資家からのインプットを求める前段階として、彼らに対する教育の重要性が指摘された。特に、現行会計基準の内容と問題点、ED 提案でどういった問題に対処しようとしているのか、IASB スタッフによる教育セッションを持つことが投資家の関与を高めるために必要であるという意見があった。

セレクション・バイアスやサンプルが少なすぎるというバイアスの問題については、多くの投資家・アナリストにとって会計基準上の問題の多くは関心外であること、上司に IASB のミーティングに出席するためにロンドンに行くというのは理解を得づらいことなどが指摘された。

・共同支配下の企業結合【AP4】

IFRS 第3号「企業結合」は「共同支配下の企業結合」を取り扱っていないが、このために共同支配下の企業結合に関して実務上のバラつきが生じていることに対して規制当局等の利害関係者から強い懸念が示されている。今回のCMACでは、共同支配下の企業結合によって生まれる新しい企業について投資家がどう評価するか、以下の2つのシナリオについて議論された。

シナリオ1：グループ内の組織再編を伴うIPOと伴わないIPOの比較

親会社Pの下に子会社IP1とIP2があり、IP1の下に孫会社S1、IP2の下に孫会社S2とS3がある。親会社PはIP1のIPOを計画、IPOの前に組織再編をして、S2をIP2の子会社からIP1の子会社に移し替える。このような設例の下でS2を最初からIP1の子会社であるかのように見做し、簿価で企業結合を行うべきか、グループ内の組織再編によってIP1の子会社となるにあたって公正価値で企業結合を行うべきかが検討された。またS2の公正価値情報は、財務諸表に反映すべきか、注記情報で十分かが検討された。

【CMAC会議における議論】

一部の委員には公正価値による測定を支持する声もあったが、筆者を含む圧倒的多数の委員は、原価による測定を支持した。企業結合後の事業体があたかも従来から存在していたかのように仮定して3年程度のトレンド分析をするためには原価情報の方が目的適格的であるからである。公正価値情報を提供するとしても注記情報で十分であるという意見が多数であった。

シナリオ2：上場子会社による企業結合：グループ内非上場孫会社対グループ外企業の場合

すでに上場済みの子会社IP1（少数株主が存在）が被合併企業を企業結合する場合、2つの実務が考えられる。①被合併企業の資産・負債を公正価値で評価した上で連結する。②被合併企業の資産・負債を簿価で引き継ぐ。被合併企業がIP1と同じ親会社Pのグループ企業か否かで、投資家が必要とする情報は異なるかが検討された。

【CMAC会議における議論】

シナリオ1と異なり、シナリオ2に関してはCMAC委員の意見が分かれた。IP1の少数株主の視点からは、グループ外企業でも、グループ内企業でも違いはないので、公正価値で評価すべきであるという意見があった。一方、このような取引は市場取引ではないために、信頼性のある公正価値で測定されない懸念が指摘された。

・キャッシュフロー計算書と関連ディスクロージャー【AP6】

IASB の開示原則プロジェクトの一環として、「キャッシュフロー（CF）計算書」を改善するために、IAS 第 7 号の要件の見直しを進めている。IASB は、2014 年末までに DP に含まれるべき内容についての検討を完了する予定である。

【CMAC 会議における議論】

① ユーザーの分析における CF 計算書の役割

アジェンダ・ペーパーは、「CF 計算書の主な目的は流動性に関する情報提供であって、業績指標ではない」としていたが、これについては批判が集中した。

また、CF 計算書の役割と同時に、直接法と間接法のどちらが優れているかについても白熱した議論が展開されたが、直接法支持派と間接法支持派にほぼ二分されていた。

まず、直接法支持者の論拠は、営業活動や業績を分析するには直接法 CF 計算書が優れているというものであった。また「直接法で導かれる CF の代用指標である EBITDA が広範に利用されているという事実自体が、直接法 CF 計算書の重要性を示している」との指摘もあった。

一方、間接法支持者の論拠は他の財務諸表との連携であった。例えば「業績評価には、CF 計算書と PL とを相互補完的に利用する」という声もあった。この発言者は相互関係を理解するには間接法 CF 計算書のほうが優れているとされていた。

筆者は、「EBITDA やフリーキャッシュフローは使うし、直接法のほうがより正確な数字が得られるかも知れない。しかし、PL から計算しても十分使用に耐える数字だと思う。直接法のコストを考えるとそこまでする意味があるのか。間接法 CF 計算書の調整表は最も豊かな情報を提供する。発生主義の PL と CF 計算書の関係、CF 計算書と BS の関係を理解するのに役立つ」という意見を述べた。

筆者の意見に対しては、オーストラリアの委員から「オーストラリアでは直接法 CF 計算書が一般的で、作成者のコスト負担が大きいという議論には納得できない」という反論があった。

② 営業活動からのキャッシュフローに関する開示要件

CF 計算者に関する開示としては、「純有利子負債の調整表」、「顧客からの受取キャッシュ」が必要との声が IASB に届いている。CMAC では、「運転資本についての BS と同じレベルでの詳細情報」、「リストラクチャリング引当金に関わる現金支出」、「四半期報告における CF 計算書の開示強化」、「連結ベースか親会社ベースのキャッシュかの別の開示」などを求める意見があった。

・ Non-IFRS 情報【AP7】

開示イニシアティブ関連プロジェクトとして、開示原則プロジェクトがある。開示原則プロジェクトの一環として 10 月 CMAC では、財務諸表内への Non-IFRS 情報の取込みについて議論した。アジェンダ・ペーパーでは、Non-IFRS 情報を定義する代わりに、①IFRS で開示が義務付けられている情報(Required Information)、②補足情報(Supplementary Information)、③矛盾する情報 (Contradictory Information) に区別し、①、②を財務諸表で開示すべき情報であるという見解を示した。

【CMAC 会議における議論】

この分類のうち③の「矛盾する情報」という用語・分類には委員からの批判が集中した。また情報が有用である限り Contradictory (矛盾する)ではなく、Complementary(相互補完的)というべきではないか等の指摘があった。

Non-IFRS 情報の中には、KPI など目的適合性のある情報もあるという意見が大半であった。「Pro forma の数値はマネジメント・ビューの延長であって、IFRS の数値への調整も伴うなら有用」、「IFRS 計数から計算された Non-GAAP の計数を開示する場合には必ず IFRS 計数への調整表が必要」、また「財務諸表外でこのような数値が提供される場合には監査は不要だが、財務諸表内で開示される場合には監査が必要」などの意見があった。

この論点については、筆者も従来から「概念フレームワーク」に関するアウトリーチの席上など機会ある度に、意見を表明してきた。今回の CMAC では「現行の IFRS で定義されていない数値であっても (IFRS ベースの) 財務諸表から簡単に計算される数値 (EBITDA や営業利益) は補足情報として財務諸表の注記において開示されるべきである。IFRS に準拠する数字からは計算できないような数値・指標であっても目的適合性を持つ情報は財務諸表の外側で開示されるべきである。しかし、目的適合性を持たず、ミスリーディングな情報はそもそも開示されるべきではない」という意見を述べた。

以上